

お知らせ

課名	生活衛生課
担当	池田、大津寄
内線	2677、2694
直通	226-7338

食品表示法に基づく指示・公表について

岡山県は、本日、株式会社マルツ（岡山県真庭市野川415-1、代表取締役 つぼうち たけし 坪内 猛志）に対し、販売する食品の表示について、食品表示法（平成25年法律第70号）に違反する行為が認められたことから、同法第6条第1項に基づく指示を行いましたのでお知らせします。

記

1 違反事実

(1) 対象食品

令和2年8月31日から9月24日に事業者に対して販売した「いりごま」11袋及び令和2年8月18日に販売した「ふりかけ」1袋（以下「本件食品」という。）

(2) 賞味期限の表示

本件食品の全てに対して、製造者が設定した賞味期限を消去し、合理的な根拠なく新たな賞味期限を表示し、販売した。

このことは、食品表示基準（平成27年内閣府第10号）第3条第1項の表の「消費期限又は賞味期限」の項の規定に違反する。

2 指示の内容

- (1) 販売している全ての食品についての表示の点検及び是正
- (2) 取り扱う商品の表示等について詳細な記録を残すこと
- (3) 原因の究明・分析及び再発防止対策の実施
- (4) 食品表示制度に係る法令遵守の徹底
- (5) 上記(1)から(4)に基づき講じた措置に係る県への報告

3 その他

改ざんされた本件商品の一部は消費されているが、現在までに健康被害の報告はない。